

社会福祉法人 北区社会福祉協議会 団体会費・賛助会費 基準額表

法人種別	年会費
特別養護老人ホームを経営する法人 多分野の事業を行う法人	30口 (30,000円)
特別養護老人ホーム以外の高齢関係事業を行う法人 障害関係事業のみを行う法人	10口 (10,000円)
保育園事業のみを行う法人	5口 (5,000円)
複数の事業を行うNPO法人	3口 (3,000円)
単一の事業を行うNPO法人	1口 (1,000円)
町会・自治会、シニアクラブ、ボランティアグループ等 その他の任意団体	1口 (1,000円)

※ 法人種別が不明な場合はお問い合わせください。

※ 会費額は目安です。この基準により難い場合は任意の金額とします。

※ 会費は年会費です。年度ごとにお支払いただきます。